

○法学研究科の博士学位の授与に関する内規

昭和62年10月 7 日

第1章 総則

第1条 この内規は、國學院大學学位規則（以下、「学位規則」という。）第3条に基づいて制定する。

第2条 博士の学位は、学位規則第3条第3項に基づく法学研究科の博士課程後期の単位修得見込者若しくは単位修得者又は同条第7項に基づく者で、博士の学位申請論文を提出した者に対して授与する。

第2章 課程博士の授与

第3条 課程博士（学位規則第3条第3項に基づき授与される学位をいう。以下、同じ。）の学位は、専攻分野において研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究技能及びその基礎となる豊かな学識をもっていると認められた者に対して授与する。

第4条 課程博士の学位申請論文を提出できる者は、法学研究科の博士課程後期に3年以上在学して所定の単位を修得し、又は2年以上在学して論文審査の終了までに所定の単位を修得する見込みがあり、公表された業績のある者とする。ただし、再入学した者を含む。

第5条 課程博士の学位申請論文を提出できる時期は、毎年9月とする。

第6条 学長に学位申請論文の提出の申出があった場合、法学研究科委員長（以下、「委員長」という。）は、法学研究科委員会（以下、「研究科委員会」という。）に報告し、論文の受理の可否を研究科委員会において決定する。

第7条 受理された学位申請論文の審査及び試験は、委員長の委嘱する審査員が行う。

2 審査員は、研究科委員会の議を経て、委員長が委嘱する。

3 審査員は3名とし、そのうち1名を主査とし、2名を副査とする。ただし、審査員は、必要に応じて増員することができる。

4 審査員は、法学研究科委員のほか、法学研究科の兼任講師（客員教授を含む。）を充てることができる。

5 審査は、論文を受理した時から、原則として、1年以内に終了するものとする。

6 試験は、学位申請論文について、審査委員が筆答又は口頭により行う。

第8条 学位申請論文は、学位授与の可否を判定する研究科委員会の少なくとも1か月前に、委員長の指定する場所に置き、法学研究科委員の閲覧に供する。

第9条 審査員は、論文審査及び試験の結果に関する審査報告書を委員長に提出し、委員長は、それをあらかじめ法学研究科委員に配付する。

第10条 研究科委員会による学位授与の決議は、法学研究科委員総数の3分の2以上が出席し、出席委員の3分の2以上の賛成を要する。

第3章 論文博士の授与

第11条 論文博士（学位規則第3条第7項に基づき授与される学位をいう。以下、同じ。）の学位申請論文を提出できる者は、次の者とする。

- (1) 法学研究科の博士課程後期に3年以上在学して所定の単位を修得後退学し、公表された業績のある者。
- (2) 専攻の学問分野において相当の業績をおさめ、公表された業績のある者。

第12条 論文博士の学位申請論文を提出できる時期は、隨時とする。

第13条 法学研究科委員の推薦により、学長に学位申請論文の提出の申し出があった場合、委員長は、論文の受理の可否を研究科委員会に諮る。

- 2 委員長の指名する3名の委員は、学位申請論文を閲読し、1ヶ月以内に、その内容を研究科委員会に報告する。
- 3 研究科委員会は、前項の報告を受けて、学位申請論文の受理の可否を決定する。

第14条 受理された学位申請論文の審査及び試験については、第7条の規定を準用する。

ただし、第11条第2号により審査及び試験を受ける者に対しては、学位規則第6条第4項及び第5項により試験を行う。

第15条 審査員に國學院大學大学院の他研究科の委員及び他の大学・研究所の教授を加える必要がある場合は、研究科委員会の議を経て、委員長が審査員を委嘱する。

第16条 第3条、第8条、第9条及び第10条の規定は、論文博士について準用する。

第4章 改正

第17条 この内規の改正は、研究科委員会の議を経て行う。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。